

平成 25 年 11 月 14 日

計算プログラム 修正点 (Ver.1.9 → Ver.1.9.1)

下記の修正を行いました。

1. 「電気ヒートポンプ給湯機」を選択した上で、太陽熱利用給湯設備で「採用する」を選択した場合、計算エラーとなるように変更しました。
2. 「給湯熱源機の種類」における「電気ヒートポンプ給湯機」を「電気ヒートポンプ給湯機（太陽熱利用給湯設備を併用しない場合）」に変更し、注釈に、「太陽熱利用給湯設備と電気ヒートポンプ給湯機を併用する場合は、太陽熱利用給湯設備を選択した上で、給湯熱源機の種類として「その他の給湯設備機器」を選択し、「その他の給湯設備機器の名称」には、「太陽熱利用電気ヒートポンプ給湯機」等の名称を入力してください。」を追記しました。
3. 「太陽熱利用給湯設備を利用する場合」の注意書きに下記の文言を追加しました。

また、次の条件を満たす必要があります。

- ・集熱効率 40%以上

なお、太陽熱利用給湯設備と電気ヒートポンプ給湯機を併用する場合は、太陽熱利用給湯設備を選択した上で、給湯熱源機の種類として「その他の給湯設備機器」を選択し、「その他の給湯設備機器の名称」には、「太陽熱利用電気ヒートポンプ給湯機」等の名称を入力してください。

4. 「太陽光発電を採用する場合」の注意書きから下記の文言を削除しました。

また、次の条件を満たす必要があります。

- ・集熱効率 40%以上

【補足】

- ・太陽熱利用給湯設備と電気ヒートポンプ給湯機を併用した場合の電気ヒートポンプ給湯機の効率は、一般的に、電気ヒートポンプ給湯機を単独で採用した場合と比べて異なります。

- 上記に関して、現在評価方法が無い場合、太陽熱利用給湯設備と電気ヒートポンプ給湯機を併用する場合は、太陽熱利用給湯設備を選択した上で、給湯熱源機の種類では、「その他の給湯設備機器」を選択し、「その他の給湯設備機器の名称」には、「太陽熱利用電気ヒートポンプ給湯機」などの名称を入力してください。